

[事案 2019-70] スイッチング受付時間変更無効請求

・令和2年2月28日 裁定打ち切り

<事案の概要>

積立金の資産運用先を変更するスイッチングの受付時間を保険会社が一方的に変更することは許されないとして、スイッチング受付時間変更の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成15年5月に契約した変額個人年金保険について、保険会社は、積立金のスイッチングを当日扱いとする受付時間を短縮する方向で変更したが、以下の理由により、スイッチング受付時間の変更を無効とするか、受付時間の変更がなければ得られるはずの利益を賠償してほしい。

- (1) スイッチング受付時間の変更は、投資結果に重大な違いをもたらすものであり、本契約は、一定期間解約控除が発生する等、解約ペナルティの大きい商品であるから、契約後に会社側に都合のよい条件変更は許されるべきではない。
- (2) 特別勘定の案内文書によれば、「非営業日に移転手続きをした場合、翌営業日に受付けたものとする」と記載されており、営業日に移転手続きをすれば、当日受け付けるとしか読めない。
- (3) 自分は、同種の保険を比較検討した上で、スイッチング受付時間が長時間であったため、この商品を選択した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では「契約者は、会社の定める範囲内において、いつでも特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます」と定めており、スイッチング受付時間の変更は、「会社の定める範囲」に該当する。
- (2) 契約者間の不均衡の是正、商品間の整合性の確保、他社の変額年金商品や投資信託においても同時間帯が定着していること等が変更の理由であり、合理的な理由に基づく変更である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約におけるスイッチング受付時間は、保険料や保険期間、保険金額等の保険契約において必須の構成要素とは言えないため、スイッチング受付時間が、契約の内容となっているとは認められず、スイッチング受付時間の変更が無効であるということとはできない。スイッチング受付時間の変更により、得られたはずの利益に対する賠償が認められるためには、その利益が将来得られる高度の蓋然性の証明が必要となる。これは現在までの運用実績の証明では足りず、景気変動等の外的要因にかかわらず利益を得られることの証明が必要となるが、この認定のためには、多量の各種資料とその分析が必要であり、保険会社および第三者機関に対する文書提出命令等や、専門家による鑑定等が必要となる。当審査会はこ

のような手続きを持たず、この点について明らかにすることは困難であるため、裁定手続きを打ち切ることとした。